

国税庁Q&A 扶養控除申告書のマイナンバー

マイナンバー記載はいつから必要？

平成28年1月以後に提出を受けるもの
平成27年に平成28年の扶養控除申告書の提出を受ける場合は、マイナンバーの記載は不要
平成28年に補完記入は必要？
→ 必要なし

マイナンバー記載が不要な書類

- 給与所得者の保険料控除申告書
- 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 住宅借入金等特別控除申告書

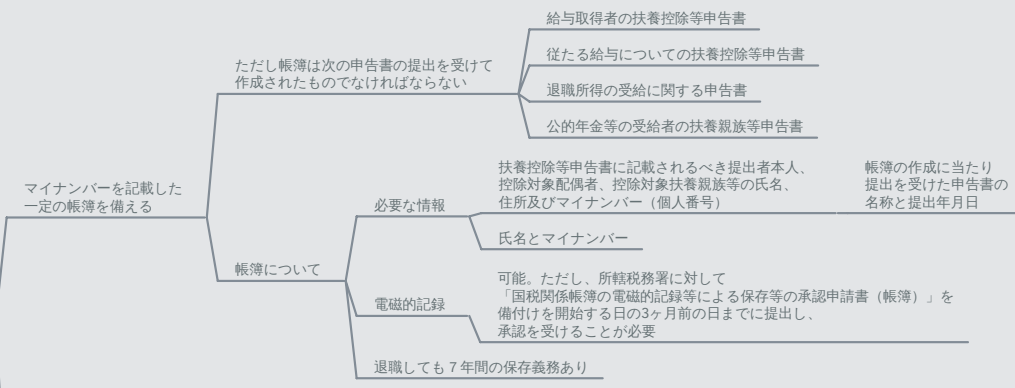
保管

外部委託可能
原本保存が原則。
マイナンバーをマスキングしての保存は認められない
保管期間は7年間

その他

マイナンバーを印刷して従業員に渡し、本人に確認してもらう方法もOK
給与支払者の法人番号は、税務署から提出を求められるまでは記載不要
マイナンバーの提出を拒否された場合、法令で定められた義務であることを伝え、提供を求める、それでも提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にする。
マイナンバーが記載されていなくても甲欄で控除できる

マイナンバーの記載を不要にするには・・・



余白に「給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」と記載する

扶養控除申告書とマイナンバーが適切かつ容易に紐づけられるようにしておく必要がある

税務署長から提出を求められた場合、マイナンバーの記載が必要

確認者は確認済みと表記する

本人確認

扶養親族は従業員自身が実施
従業員本人は会社が実施
原則、毎年、毎回必要
ただし、番号確認の書類提示を受けることが難しくければ、過去に本人確認を行ない作成した特定個人情報ファイルで番号確認を実施できる。
氏名や住所等を印字した書類を従業員に交付するまでの間に、事業者が従業員の本人確認を行っているのであれば、本人確認のうち身元確認については完了していると考える。